

県税の課税免除について

(過疎法・地域経済牽引事業促進法)

令和6年度版
鳥取県

鳥取県内の指定区域内で、製造の事業等のために使用する設備又は施設の取得等（「2課税免除の要件」の表中「対象設備投資の態様」欄参照。以下「取得等」という。）をした法人又は個人は、一定の要件を備えた場合に限り、県税である事業税及び不動産取得税について、課税免除を受けることができます。

1 指定区域

(1) 過疎地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）の規定に該当する市町村の全域又は一部のうち、過疎法に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に産業振興促進区域として定められた地域

過疎地域は次のとおり

鳥取市(旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧青谷町、旧福部村)、倉吉市(旧関金町)、岩美町(全域)、若桜町(全域)、智頭町(全域)、八頭町(全域)、三朝町(全域)、湯梨浜町(旧泊村、旧東郷町)、琴浦町(全域)、北栄町(旧大栄町)、大山町(全域)、伯耆町(旧溝口町)、日南町(全域)、日野町(全域)、江府町(全域)

(適用期間：令和3.4.1～令和9.3.31（注）)

- (注) ① 令和6年5月末現在の適用期間です。省令の改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。
② 過疎地域自立促進特別措置法（旧過疎法）の規定に基づく過疎地域において令和3年3月31日以前に対象設備等を取得した場合の適用については、最寄りの県税事務所にお尋ねください。
③ 鳥取市（旧福部村）、八頭町（旧郡家町）、湯梨浜町（旧東郷町）、琴浦町（旧東伯町）の適用期間は令和4.4.1～令和9.3.31です。

(2) 促進地域

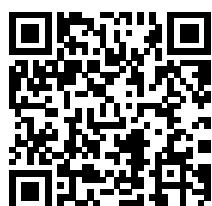
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域経済牽引事業促進法）に規定する同意基本計画（鳥取県地域未来投資促進計画）において定められた促進区域

促進区域は次のとおり

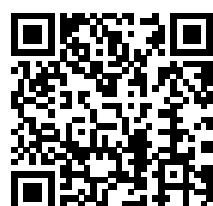
県内19市町村(ただし、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び生息地等保護区を除く。)

(適用期間：平成29.9.29～令和7.3.31)

～各法の概要等は下記のQRコードからもご確認できます～



(過疎法)



(地域経済牽引事業促進法)

2 課税免除の要件

- (1) 適用期間内（「1 指定区域」欄参照）の取得等であること。
- (2) 取得等をした一の生産設備又は施設で、これを構成する固定資産の取得価額の合計額が、次の表に掲げる基準額を満たすこと。

| 区域 | 対象事業 | 適用基準額 | | 対象設備投資の態様 |
|------|---|---|-----------|--|
| 過疎地域 | 製造業、旅館業のうち市町村計画に振興業種として定められた事業 | 個人及び資本金の額若しくは出資金の額（以下「資本金の額等」という。）が5千万円以下の法人の場合 | 500万円以上 | 取得又は製作若しくは建設（建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む） |
| | | 資本金の額等が5千万円超1億円以下の法人の場合 | 1,000万円以上 | 新增設のみ |
| | | 資本金の額等が1億円超の法人の場合 | 2,000万円以上 | |
| 促進区域 | 情報サービス業等、農林水産物等販売業のうち市町村計画に振興業種として定められた事業 | 500万円以上 | | 取得又は製作若しくは建設（建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）※資本金の額等が5千万円超の法人は新增設に限る |
| 促進区域 | 鳥取県地域未来投資促進計画で定める地域の特性及びその活用戦略に適合した事業のうち、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣から確認を受けたもの | 1億円超 〔 農林漁業及びその関連業種に係る ものにあっては5,000万円超 〕 | | 新增設のみ |

(注) ① 建物等に対象でない部分がある場合、当該部分（相当額）を除いて取得価額を算定します。

- ② 取得価額の合計額が基準額を超えるかどうかは、原則として事業所ごとに、かつ、当該生産設備又は施設を事業の用に供した日を含む事業年度（個人の場合は「年」。以下同じ。）の異なるごとに判定されます。
- ③ 過疎地域に係る適用基準額は、取得等された生産設備等のうち建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品（法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産）であって、直接製造業等の用に供されるものに係る取得価額の合計です。
- ④ 促進地域に係る適用基準額は、新增設された当該施設のうち建物及びその附属設備又は構築物（法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる減価償却資産）とその敷地である土地（対象となる建物の垂直投影部分）に係る取得価額の合計です。

※土地は、適用期間内の取得で、かつ、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設着手があった場合に限ります。

※対象固定資産に含まれない部分がある場合には、当該家屋又は構築物（共用部分を除く。）のうち対象固定資産に含まれる部分（共用部分を除く。）の占める割合が2分の1以上である家屋又は構築物が対象となります（家屋は床面積、構築物は取得価額で判定）。

- ⑤ 農林漁業の関連業種とは、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業です。

(3) 過疎地域に係る課税免除については、青色申告書を提出する法人又は個人であること。また、取得等をした設備が市町村計画に記載された産業振興促進事項に適合したものであるとして、市町村長から確認を受けていること。

(4) 促進区域に係る課税免除については、事前に（新增設を行う前に）地域経済牽引事業促進法に規定する地域経済牽引事業計画について知事の承認を受けていること。また、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣から確認を受けていること。

3 課税免除の適用

(1) 課税免除の対象となる税目は下記のとおりです。

過疎地域 …… 事業税及び不動産取得税

促進区域 …… 不動産取得税

(2) 下記のとおり課税免除の措置が適用されます。

◎事業税

取得等をした設備を事業の用に供することとなった事業年度以降3年度分について、次の式により計算した額が課税免除されます。

$$\text{免除税額} = \frac{\text{鳥取県に納付すべき事業税額} \times \text{取得等をした設備に従事する従業者数 (注)}}{\text{鳥取県内の総従業者数}}$$

(注) 年度中途での取得等の場合や、既存設備の取替又は更新に該当する場合など、「取得等をした設備に従事する従業者数」について、設備の設置時期や生産能力等による算定が必要となる場合があります。詳しくは最寄りの県税事務所にお尋ねください。

◎不動産取得税

対象となる建物及びその敷地である土地の取得について、課税免除されます。ただし、直接製造の事業等の用に供さない部分は対象になりません。

土地のうち対象となる建物の敷地（対象となる建物の垂直投影部分）とならない部分については、課税免除の対象となりません。

(注) ① 対象となる建物は次のとおりです。

| 区域 | 対象事業 | 対象となる建物 |
|------|---|--------------|
| 過疎地域 | 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売のうち、市町村計画に振興業種として定められた事業 | 対象事業の用に供する建物 |
| 促進区域 | 鳥取県地域未来投資促進計画で定める地域の特性及びその活用戦略に適合した事業のうち、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣から確認を受けたもの | 対象事業の用に供する建物 |

② 土地については、対象建物の建設着手前1年以内に取得していることが必要です。

4 届出書の提出期限

次の期限までに、所定の届出書を県税事務所に提出してください。

| | |
|-----|--|
| 法 人 | 当該取得等をした設備又は施設を事業の用に供することとなった日の属する事業年度の事業税の申告納付期間の末日又は延長申告期限 |
| 個 人 | 当該取得等をした設備又は施設を事業の用に供することとなった日の属する年の翌年3月15日又は延長申告期限 |

- (注) ① 正当な理由なく、期限までに届出がない場合は、課税免除の適用を受けることができません。
② 不動産取得税については、地方税法の規定により、取得日の翌日から起算して5年を経過した日以後は、課税免除の決定をすることができません。
上記届出期限にかかるわらず、取得後は早期に事業の用に供し、届出書を提出してください。

【その他】

(過疎地域内において畜産業等を営んでいる個人の場合)

次の要件をすべて満たす場合は、納付すべき個人事業税の全額について、課税免除を受けることとなる最初の年度以降5年度間、課税免除の措置が適用されます。

- (1) 過疎地域内において畜産業又は水産業を営んでいる個人であること。
- (2) 当該個人及びその同居の親族の労力によって当該事業を行った日数が、当該事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超える2分の1以下であること。
- (3) 課税免除を受けることとなる年の3月15日又は延長申告期限までに、所定の届出書を県税事務所に提出すること。

届出の手続きなど詳しいことは、最寄りの県税事務所にお尋ねください。

| | 電話 | ファクシミリ |
|-------------|--------------------|--------------|
| 東部県税事務所 課税課 | 0857-20-3516 | 0857-20-3519 |
| 中部県税事務所 課税課 | 0858-23-3109, 3110 | 0858-23-3118 |
| 西部県税事務所 課税課 | 0859-31-9624 | 0859-31-9613 |

市町村税について

市町村税である固定資産税についても、課税免除の適用を受けることができる場合がありますので、それぞれの市町村にお尋ねください。